

発委第1号

発案書

可児市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

令和3年3月26日提出

提出者 可児市議会 議会運営委員会
委員長 川上 文浩

可児市議会議長 澤野 伸 様

可児市議会会議規則の一部を改正する規則

可児市議会会議規則（昭和58年可児市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、<u>出産その他事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、疾病、<u>出産その他事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>請願者が押印を</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p>

<p>しなければならない。</p> <p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>2</u> <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>
---	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。